No.1 ○豊明市議会定例会会議録（第1号）

平成19年11月30日

1．出席議員

1番	毛 受 明 宏　議員	2番	近 藤 郁 子　議員
3番	中 村 定 志　議員	4番	杉 浦 光 男　議員
5番	榊 原 杏 子　議員	6番	山 盛 左千江　議員
7番	三 浦 桂 司　議員	8番	平 野 龍 司　議員
9番	山 田 英 明　議員	10番	村 山 金 敏　議員
11番	石 橋 敏 明　議員	12番	伊 藤 　清　議員
13番	前 山 美恵子　議員	14番	一 色 美智子　議員
15番	松 山 廣 見　議員	16番	平 野 敬 祐　議員
17番	安 井 　明　議員	18番	堀 田 勝 司　議員
19番	矢 野 清 實　議員	20番	坂 下 勝 保　議員
21番	月 岡 修 一　議員	22番	石 川 清 康　議員

2．欠席議員

なし

3．職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治　君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴　君
庶務担当係長	深 谷 義 己　君	議事担当係長	成 田 　宏　君

4．説明のため出席した者の職、氏名

市　　長	相 羽 英 勝　君	副 市 長	石 川 源 一　君
教 育 長	青 木 三 芳　君	会計管理者	野 村 義 二　君
企画部長	宮 田 恒 治　君	総務部長	山 本 末 富　君
市民部長	後 藤 　学　君	健康福祉部長	寺 嶌 正 男　君
経済建設部長	山 崎 　力　君	消 防 長	近 藤 和 則　君
教育部長	野 田 　誠　君	総務部次長兼総務課長	平 野 　隆　君
市民部次長兼環境課長	柴 田 二三夫　君	健康福祉部次長兼高齢者福祉課長	濵 嶌 義 和　君

経済建設部次長 兼下水道課長	高　橋　芳　行　君	企画政策課長	横　山　孝　三　君
財政課長	加　藤　隆　之　君	代表監査委員	山　崎　榮　一　君
監査委員事務局長	近　藤　伸　之　君		

5．議事日程

（1） 会議録署名議員の指名

（2） 会期の決定

（3） 諸報告

（4） 報告第9号　専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）

（5） 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 49 号　監査委員の選任について

議案第 50 号　人権擁護委員候補者の推薦について

（6） 議案上程・提案説明

議案第 51 号　土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議案第 52 号　市道の路線廃止について

議案第 53 号　市道の路線認定について

議案第 54 号　豊明市長期契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第 55 号　豊明市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第 56 号　豊明市事務分掌条例の一部改正について

議案第 57 号　豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について

議案第 58 号　豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 59 号　豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 60 号　豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 61 号　愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第 62 号　愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 63 号　平成 19 年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について

議案第 64 号　平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 65 号　平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につい

て

議案第 66 号　平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

６. 本日の会議に付した案件

（1）　会議録署名議員の指名

（2）　会期の決定

（3）　諸報告

（4）　報告第9号

（5）　議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 49 号及び議案第 50 号

（6）　議案上程・提案説明

議案第 51 号から議案第 66 号まで

（7）　請願第4号　　介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願第5号　　深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願

請願第6号　　看護職員確保法の改正を求める請願

請願第7号　　消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願

午前10時開会

No.2 **〇議長（堀田勝司議員）**

皆さんおはようございます。

本日、平成 19 年第4回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 19 年豊明市議会第4回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

No.3 **〇市長（相羽英勝君）**

皆さんおはようございます。

平成 19 年第4回の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る 11 月 19 日に豊田市で開催されました愛知県中学校駅伝大会で、沓掛中学校の女子チームは、3年連続で優勝を果たしてくれました。したがいまして、12 月 14 日に山口県で開催されます全国大会に今年も出場することになりまして、大変喜ばしく思っております。

ご承知のとおり、昨年は、山口県でやっぱり行われましたけれども、宿舎でノロウィルスというようなハプニングもありまして、ちょっと残念な結果に終わりましたけれども、今年はぜひ上位優勝を目指していただくということで、頑張っていただきたいと思っております。

また明日は、第2回の愛知県市町村対抗駅伝競走が万博の記念公園で開催されます。ここにも昨年同様出場して、上位優勝を目指したいということで頑張りますので、ぜひひとつご声援もいただきたいと思います。

さて、本定例会には専決議案1件、それから人事議案2件、条例案件7件、補正予算案件など9件、合計で 19 議案を上程させていただいております。いずれも重要な案件ばかりでございますし、十分なご審議を賜りながら、全案件とも全員のご承認を賜りますようお願いを申し上げて、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

No.4 **○議長（堀田勝司議員）**

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.5 **○議会運営委員長（平野敬祐議員）**

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る 11 月 26 日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から 12 月 20 日までの 21 日間とし、一般質問につきましては、10 名の議員から通告がありましたので、12 月４日から３日間を質問日に充てることとし、12 月４日及び 12 月５日にそれぞれ４名の質問を行い、続いて 12 月６日に２名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてでありますが、議案第 49 号及び議案第 50 号の２件につきましては、いずれも人事案件でありますので、本日即決することとし、その他の議案につきましては、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

続いて、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第６号は厚生常任委員会に、陳情第７号は経済建設常任委員会に付託し、その他については参考配付といたしました。

さらに、お手元に配付されております請願第４号から請願第７号の４件の請願につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、請願第４号

から請願第6号の3件は厚生常任委員会に、請願第7号は総務文教常任委員会に付託することといたしました。

最後に、討論につきましては、通告期限が 12 月 19 日の正午でありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 **○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、4番　杉浦光男議員と17番　安井　明議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 21 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 **○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 21 日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

山崎代表監査委員。

No.8 **○代表監査委員(山崎榮一君)**

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 19 年7月から同年9月の各月末日現在の出納保管の状況を、平

成 19 年８月 28 日、９月 28 日、10 月 29 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査いたしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第１項、第２項及び第４項の規定により定例監査等を、同条第７項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、財政援助団体監査といたしまして、豊明市観光協会及び豊明市国際交流協会を９月に、そして定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、児童福祉課及び学校教育課を 10 月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、９月に実施した豊明市観光協会においては、春まつり特設舞台設置及び春まつり特設舞台音響設備の請負契約において、請求書に不備な点が見受けられたので留意されたい件。

豊明市国際交流協会においては、請求書又は領収書の添付されていない支出調書が数件見受けられたので、今後、支出の根拠となる書類の整備は確実にされたいという件でございます。

さらに、10 月に実施した児童福祉課においては、沓掛保育園駐車場整備工事契約において、入札結果表の記載に不備が見受けられたので留意されたい件。

学校教育課においては、小・中学校の学力検査委託契約において、契約書に不備が見受けられたので留意されたい件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.9 **○議長（堀田勝司議員）**

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第６号は厚生常任委員会に、陳情第７号は経済建設常任委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

次に、去る第２回定例会において議決された「平成 19 年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団」への議員の派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第9号を議題といたします。
理事者より報告を求めます。
近藤消防長。

No.10 **○消防長（近藤和則君）**

報告第9号　専決処分事項の報告について。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決第8号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償額は7万 1,160 円でございます。原因は、車両相互の物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明申し上げます。

事故は平成 19 年8月1日、水曜日、午前8時 20 分ごろでございます。救急車が救急出動途上、対向車線で停車中の乗用車に接触したもので、状況は、救急車が沓掛町田楽ケ窪地内の市道二村台 10 号線、これは豊明団地から藤田保健衛生大学病院に抜ける幅員約4メートルほどの狭い道路でございますが、これを西進し、藤田保健衛生大学病院に向かっていたところ、対向車が停止、道を譲ってくれたため、最低速で車の脇を通り抜けようとしたところ、当方の右側中央部付近と相手側右側後部フェンダーが接触し、相手方の車両が損傷したものであり、過失割合は市が 100％でございます。

職員には日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと思います。

大変ご迷惑をおかけして、申しわけございませんでした。

No.11 **○議長（堀田勝司議員）**

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.12 **○6番（山盛左千江議員）**

今の専決処分ですけれども、消防車を運転していた職員の運転経験歴というのは、とても浅いものだったのでしょうか、お願いします。

No.13 ○**議長（堀田勝司議員）**

近藤消防長。

No.14 ○**消防長（近藤和則君）**

運転していた消防士は、平成 14 年4月に採用された職員でありまして、5年8カ月が経過しております。現在は機関員としての辞令も交付をいたしておりまして、中堅の機関員でございます。

終わります。

No.15 ○**議長（堀田勝司議員）**

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

No.16 ○**議長（堀田勝司議員）**

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 49 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.17 ○**市長（相羽英勝君）**

議案第 49 号　監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

監査委員の山崎榮一氏は、平成 19 年 12 月7日、任期満了となりますので、下記の者を選任するものといたします。

住所　豊明市沓掛町上高根 110 番地、氏名　古橋洋一さん、生年月日は昭和 26 年5月 24 日生まれでございます。

この案を提出させていただきますのは、地方自治法第 196 条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからでございます。

このたび勇退をされます監査委員の山崎榮一氏におかれましては、3期 12 年の長きにわたり精力的にご活躍をいただきまして、心から感謝をいたしているところでありますが、このたび任期満了により、その後任に古橋洋一氏の選任をお願いするものであります。

古橋氏の略歴につきましては、次のページにありますように、昭和 49 年、税理士事務所に就職をされ、長年、会計事務等に従事をされました。その後、平成2年には税理士の資格を取得され、市内に事務所を開業されるなど、税理士として活躍をされておられる方であります。人格識見とも高潔な方で、現職の山崎監査委員と同様、最適任者であると存じ

ます。
議員各位の皆様方の全員のご同意をお願い申し上げて、提案説明といたします。

No.18 **○議長（堀田勝司議員）**
提案理由の説明は終わりました。
本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.19 **○2番（近藤郁子議員）**
議案第49号の監査委員の選任につきまして、新政会を代表して賛成の立場で討論いたします。
初めに、今期をもって勇退されます山崎榮一氏におかれましては、平成7年に就任されてより、3期12年にわたりその職務を全うされましたことに、敬意と感謝を申し上げます。今後とも本市の行政に格段のご指導とご協力をお願い申し上げます。
また、山崎氏の後任として紹介のありました古橋氏におかれましては、メイツの監査も経験され、手腕を発揮されたことで、今回の推挙であったと思います。
ガラス張り行政の基本は、市民の血税で行われる事業が公正に、目的達成に対し合理的、かつ効果的に行われているかが見えることだと思います。税理士でいらっしゃいますから、より専門的な角度で着目し、監査委員の役割を果たされることと期待しております。
終わりになりましたが、豊明市沓掛町出身の生粋の豊明っ子でいらっしゃいますので、より一層愛着を持って、豊明市の行政にかかわっていただけると思います。
議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

No.20 **○議長（堀田勝司議員）**
ほかにございませんか。
山盛左千江議員。

No.21 **○6番（山盛左千江議員）**
議案第49号　監査委員の選任について、賛成の立場で討論いたします。
代表監査委員の山崎氏の任期満了により選任されました古橋氏につきましては、今、近藤議員から討論がありましたように、人格識見ともにすばらしい方のようで、安心してお願いできると判断いたしております。まずは4年間、豊明市のためにご尽力いただきたいと思っております。

本人には、今申し上げましたように異論はございませんが、この機会をかりまして、監査事務局に2点申し上げておきたいと思います。

１つは、選任時の注意点でございます。

私は以前、市とあるN社の工事請負契約の差し止めを求める監査請求をいたしました。そのときの監査委員は山崎氏でございました。山崎氏はご自身のお仕事で、そのN社の会計事務をしておられ、公平、中立な監査ができるのだろうかと疑問を感じた覚えがございます。

監査請求という特別な事態でなくても、市の監査と市と契約関係にある業者の会計を並行して行うことは、監査委員の性質上、できれば避けていただきたいことと思いました。

古橋氏については、その点について調べた上で選任されたか確認いたしましたところ、調べていないとのことでした。反省が生かされておらず、残念に感じております。

２つ目は、選任時期の問題です。

選任が会計年度途中の 12 月８日から始まり、前任者と責任の所在が二分してしまうことになります。前任者に退任時期の前倒しをお願いし、例えば出納閉鎖後の５月末にするとか、決算審査後にするとか、交代の機会に一考されるべきだったと考えております。

よりよい行政を行うために、常に創意工夫をしようという行政の意思が見えなかったことが、残念でなりません。次回の選任時には、ぜひこの２点をお忘れにならないようお願いしたいと思っております。

総務省は 2008 年から、すべての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうち１つでも基準より悪化した場合、財政の早期立て直しのために、公認会計士による外部監査を義務づけました。国は監査委員の専門性と公平、中立性が確保されてこそ、財政の健全化が可能になると考えているようでございます。要するに、監査委員にはそれだけの役割と責任があるということです。

豊明市は、まだ財政指標の基準内にありますが、財政が大変厳しいことに変わりはありません。古橋監査委員のご活躍を今後期待していきたいと思っております。

最後になりますが、山崎氏の3期 12 年間のご尽力とご苦労に感謝を申し上げ、討論を終わります。

No.22 **〇議長（堀田勝司議員）**

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

No.23 **〇議長（堀田勝司議員）**

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 49 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

No.24 〇議長（堀田勝司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.25 〇市長（相羽英勝君）

議案第 50 号　人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明を申し上げます。

お手元にありますように、下記の者は、平成 20 年３月 31 日任期満了となりますので、同人を人権擁護委員の候補として推薦するものといたしております。

住所は、豊明市二村台４丁目７番地 13、氏名は東　弓子さん、生年月日は昭和 17 年７月 28 日生まれでございます。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからでございます。

東さんにつきましては、次の経歴にありますように、昭和 40 年に神戸女学院大学英文科を卒業後、英語教室、講師を務める傍ら、ご主人の海外勤務に伴って海外に３年間、あるいはカナダ、バンクーバー等で５年間という海外経験も豊富であります。国際感覚、識見ともに大変豊かな方でございます。

東さんは、平成 17 年から人権擁護委員として１期お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いわけでありますが、その人格、実直な性格で、多くの人から親しまれているところであります。

なお、平成 17 年４月からは、豊明市の市民相談員、豊明市表彰審査委員会委員、豊明市社会教育委員等もお務めをいただいております。

なお、任期は平成 20 年３月末日までございますけれども、法務省へ委嘱日の２カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今定例会において提出をさせていただくものであります。

以上、議員の皆様の全員のご賛同をお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

No.26 〇議長（堀田勝司議員）

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.27 ○9番（山田英明議員）

議長よりお許しをいただきましたので、議案第 50 号　人権擁護委員の推薦についてを新政会を代表し、東　弓子さんを推薦することに賛成の立場で討論を申し上げます。

人権擁護委員は、日ごろより地域に根差した活動を行い、民間の人たちが地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであります。諸外国にも例を見ない制度です。

東　弓子さんは、お手元の略歴や、先ほどの提案説明をお聞きのとおり、人格識見ともにすぐれ、人権擁護委員として最もふさわしい方であります。来年3月 31 日に任期満了を迎えられます。再任ということでありますが、ぜひとも引き続き豊明市の人権擁護委員として活躍、ご尽力を賜りますようお願い申し上げるものであります。

議員各位におかれましても、東　弓子さんを人権擁護委員として、推薦に賛同をいただきますようお願い申し上げます。

No.28 ○議長（堀田勝司議員）

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

No.29 ○議長（堀田勝司議員）

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 50 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

No.30 ○議長（堀田勝司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

これにて、日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 51 号から議案第 66 号までの 16 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 51 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.31 ○企画部長（宮田恒治君）

では、議案第 51 号　土地改良事業に伴う字の区域の変更について。

地方自治法第 260 条第1項の規定に基づき、近藤浩邁始め 27 人が共同して行う土地改

良事業に係る山田地区の換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の別図第1に示す区域において字の区域を別図第2に示すとおり変更するものであります。

この案を提出するのは、近藤浩邁始め 27 人が共同して行う山田地区土地改良事業の施行に伴い、字界を整理後の公共用地等に沿って定める必要があるためであります。

変更理由を説明いたします。

山田地区土地改良事業共同施行に伴い、新たな土地の区画及び道路、水路にあわせた字の区域に変更する必要が生じたためであります。

１枚、めくっていただきます。次の別図第１、第2をごらんください。

別図第1の点線で示してありますのが、現字界であります。これを別図第2のとおり、グラウンドの外周の道路や水路等で字の区域を変更いたします。

字区域の変更が生じる区域は、沓掛町の坊主山、勅使、山田の各地区で字界を一部変更いたします。

以上で説明を終わります。

No.32 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 52 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.33 **○経済建設部長（山崎　力君）**

議案第 52 号についてご説明を申し上げます。

市道の路線廃止について。

道路法第 10 条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものでございます。

路線番号といたしまして 1608、路線名　沓掛北 281 号でございます。起終点といたしまして、豊明市沓掛町若王子 11 番 112 地先から豊明市沓掛町若王子 21 番1地先でございます。

この案を提出するのは、行政界の変更に伴い、市道の終点に変更が生じたためでございます。

１枚おめくりをいただきたいと思います。

沓掛町の若王子でございますが、通称若王子ニュータウンというところでございますが、一番北の方でございまして、東郷町との行政界でございます。

これは、東郷町が、区画整理に伴いまして、行政界の変更がございましたので、この 1608、沓掛北 281 号線を廃止するものでございます。

終わります。

No.34 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 53 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.35 **○経済建設部長（山崎　力君）**

議案第 53 号についてご説明を申し上げます。

市道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1608、沓掛北 281 号、豊明市沓掛町若王子 11 番 112 地先から豊明市沓掛町若王子 11 番 107 地先。

それから 1614、沓掛北 286 号、豊明市沓掛町若王子 11 番 63 地先から豊明市沓掛町若王子 11 番 41 地先。

それから 3411、栄 325 号、豊明市栄町南舘3番 512 地先から豊明市栄町南舘 248 番1地先。

さらに 3412、栄 326 号、豊明市新栄町七丁目 108 番6地先から豊明市新栄町七丁目 108 番7地先でございます。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

説明を申し上げますので、1枚はねていただきたいと思います。

これは、先ほどの 52 号議案と関連をいたしますが、東郷町境の行政界の変更がございましたので、1608、沓掛北 281 号を、この区間として新たに認定をするものでございます。

もう1枚はねていただきたいと思います。

1614 の沓掛北 286 号でございますが、これも行政界の変更に伴いまして、この道路部分が東郷町より新たに編入されたものでございますので、この区間を認定するものでございます。

もう1枚はねていただきたいと思います。

3411、栄 325 号でございますが、これは南舘地内、名古屋市との境の方で、一番西の外れの方でございますが、これは開発に伴って寄附採納が行われましたので、認定をするものでございます。

もう1枚はねていただきたいと思います。

3412 の栄 326 号でございますが、新栄町の七丁目、これは名鉄線路南のところでございますが、この附図に示してあるところが一団の土地でありましたが、開発に伴いまして、図に示すように道路が寄附採納されましたので、新たに認定をするものでございます。

終わります。

No.36 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.37 **○総務部長（山本末富君）**

議案第 54 号　豊明市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出するのは、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定める必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをお願いいたします。

条文の内容の説明の前に、制定することとなりました経過と目的について、簡単にご説明させていただきます。

本来、契約につきましては、１年ごとに契約を更新するのが原則となっておりますが、例外的に電気、ガス、水、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約につきましては、長期にわたって契約する方が能率的、合理的であるとして、以前から地方自治法で長期継続契約が認められております。

平成 16 年に地方自治法の改正がありまして、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的なもの及び毎年４月１日から役務の提供を受ける必要があり、翌年度以降にわたるものについては、長期継続契約の対象にできることになったものでございます。

対象とする契約の範囲は、条例で定めることになっておりますので、今回、その条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条文の説明に入ります。

第１条は、この条例の趣旨を定めたもので、第２条は長期継続契約の対象となるもので、第１号は商慣習上、複数年が一般的であります物品のリース、レンタル契約でございます。具体的にはパソコン等のOA機器や電話機、車両などでございます。

第２号は、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から役務の提供を受けるものでございます。具体的には庁舎の清掃業務、電話交換及び窓口案内業務、公用車運転管理業務などでございます。

次の第３条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるもので、この条例を運用するための要領を策定する予定でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.38 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.39 **○市民部長（後藤　学君）**

それでは、議案第55号　豊明市後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明をいたします。

豊明市後期高齢者医療に関する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、後期高齢者医療制度が施行されるため、制度の実施に関する事項について定める必要があるからでありますが、もう少し具体的に申し上げますと、後期高齢者医療につきましては、広域連合が行う事務と市町村が行う事務の分担があり、この条例は当市が適正な事務処理を行うために定めるものであります。

１枚めくっていただきまして、まず第１条ですが、これは市が行う事務の根拠法令等を規定したものであります。

それから、第２条ですが、これは市が行う事務を被保険者の資格に関する受付及び保険証の引渡し等、法で別に定めるもののほか、ここに列挙されておりますように、葬祭費の支給申請の受付、保険料の徴収猶予や減免の受付、さらには保険料の額の通知書及び徴収猶予や減免の決定通知書の引渡し等とするものであります。

第３条ですが、これは保険料を徴収する被保険者を規定したもので、市内在住者及び病院施設に入院して住所を移した者。また、その後さらに、市外の病院等に転院するため住所を移した者も対象者とするものであります。

次に、第４条ですが、これは年金収入が年額 18 万円未満の方の保険料徴収は、年金天引きではなく普通徴収となりますが、その納期を７月から翌年２月までの８回とするものです。

また、被保険者が保険料を納めることができないときは、世帯主が納付することとするほか、保険料の納期ごとの額は 100 円単位とし、端数は最初の納期分に加えることとするものです。

それから、第５条では保険料の督促手数料を無料とするほか、第６条では保険料を滞納した場合は、地方税法に準じた延滞金を徴収することとするものです。

また、第７条から第９条は、虚偽の答弁や不正行為に対する罰則を規定したものであります。

附則としまして、この条例は平成 20 年４月１日から施行し、平成 20 年度において施行前に社会保険の被保険者で負担ゼロの方の保険料は、激変緩和措置として、施行から6カ月間、保険料を無料とし、さらにその後の6カ月間は1割負担とするため、その納期を 10 月から翌年２月までの５回とする特例を設けるものであります。

以上で議案第 55 号の説明を終わります。

No.40 ○議長（堀田勝司議員）

続いて、議案第 56 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.41 ○企画部長（宮田恒治君）

では、議案第 56 号　豊明市事務分掌条例の一部改正について説明します。

豊明市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

この案を提出するのは、平成 20 年４月１日施行予定の行政機構にあわせた条例の整備をするため、一部改正をする必要があるからであります。

変更の理由を説明いたします。

今回の機構改革の意図するところは、３点あります。

まず１点目は、第５次行政改革大綱の目的に沿い、分権時代の地方自治体としての機構としたこと。

２点目が、市民ニーズや新たな行政課題など、求められる重要度に即した機構としたこと。

３点目が、団塊世代の退職に伴う職員の減員に備えた効率的な組織としたことによるものです。

こうしたことにより、課や係の再編を行いましたので、事務分掌条例の改正をするものであります。

それでは、１枚めくっていただきまして、条文の説明をいたします。

統計に関する事務は、市民部から企画部に変更いたします。

次の防災や安全に関する事務は、防災安全課を総務部から市民部に再編をいたします。

その下の介護保険に関する事務は、今回の機構改革との変更ではありませんが、部の事務分掌を明確にするため追加をするものであります。

その下の国民年金、国民健康保険の事務は、保険年金課を市民部から健康福祉部へ再編したことによるものであります。

附則としまして、この条例は平成 20 年４月１日から施行いたします。

条例については以上でありますが、本日、新機構の資料を議場に配付いたしました。機構の概要を説明いたします。

資料の網掛けをした部分が、今回の機構改革を行った課や係となります。

部の変更はありません。

課では再編などを行い、２減１増としています。１増は企画部の情報システム課を新設。２減では、経済建設部で都市計画課と下水道課を再編し、１課減。もう一つは、教育部のうち、生涯学習課と文化会館を再編し、１課減といたしました。

また、防災安全課と保険年金課は、それぞれ所属部の変更をいたしました。

係では、全体で3係の減をしています。減をした係は、これまでの都市計画課と下水道課を合わせて、6係から4係に再編し2減。また、市民協働課の統計係を廃止し、1減。その他、係の名称等などの変更を加えています。

以上で説明は終わります。

No.42 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 57 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.43 〇市民部長(後藤　学君)

議案第 57 号　豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、子育て支援の一環として入院医療費を中学卒業まで、それから通院医療費を小学3年生までそれぞれ無料とするため、必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、まず本文の上から3行目、医療費助成年齢の拡大に伴い、題名を「豊明市子ども医療費支給条例」に改めるほか、本文中の「乳幼児」を「子ども」に改めるものであります。

なお、以下の条文においても、同様でありますので、子どもの文言改正の説明は省かせていただきます。

それからその下、第2条ですが、第1項は助成年齢拡大を図るため、「6歳」を「15 歳」に改めるものです。

続いて、第3項、第4項は、この条例における「未就学児」及び「就学児」という文言の定義を明らかにし、続いて第5項は、このうち就学児につきましては、後で出てまいりますが、心身障害者及び母子家庭等医療費受給資格者は、それを優先し、子ども医療受給者としないということになりますので、就学児に含めないこととするものであります。

中段の第2条の2は、住所地要件の特例に関する規定ですが、第1項の改正は、国民健康保険法の法律番号を加えたものです。

それから、その下の第3条第1項は、子ども医療費の受給資格者に関する規定ですが、助成年齢拡大に伴い条文の文言を微調整するもので、実質的な内容の変更はありません。

また、第2項は、子ども医療費受給資格者のうち、心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の対象となる方は、そちらの方が優先されますので、受給対象から除外する規定でありますが、助成年齢拡大に伴い、助成対象を従来の4歳以上から就学児、これは小中学生ですが、就学児に改めるものです。

めくっていただきまして4行目、第４条第１項は、子ども医療費の支給の範囲に関する規定ですが、その助成年齢拡大に伴い、原則として入院医療費は中学卒業まで、通院医療費は小学３年生までに改めるものです。

その下の同条第２項ですが、法令番号の追加及び軽微な文言の修正です。

続いて、第５条から第７条までの改正は、子ども医療費受給者証の交付手続や、市から医療機関への支払い等について、県から示された準則にあわせて、文言を手直しするもので、内容に大きな変更はありません。

次に、めくっていただいて、第８条ですが、これは第１項に、新たに交通事故等の場合の届け出義務を加え、第２項では、無資格となった場合の受給者証の返還規定を追加するものであります。

次に、第８条の２ですが、これは受給者等に医療費の支給に関する報告を求めることができる旨の規定を追加するものであります。

また第９条、これも文言の軽微な修正であります。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年４月１日から施行し、経過措置といたしまして、改正後も従前に心身障害者医療及び母子家庭等医療費受給者であった者は、対象から除外するほか、新たに受給者となる者の受給者証交付申請を施行前に認めること及び従前の受給者証は改正後も利用できることとするとともに、施行前の医療行為も医療費の支給対象とするというものであります。

以上で議案第 57 号の説明を終わります。

No.44 ○議長（堀田勝司議員）

続いて、議案第 58 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.45 ○市民部長（後藤　学君）

議案第 58 号　豊明市母子家庭等医療費助成医療の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、老人保健法及び豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正のため、必要があるからであります。

１枚はねていただきまして、この条例改正は、条文中の法令または条例の名称変更に伴うもので、老人保健法及び同施行令が高齢者の医療の確保に関する法律及び同施行令に、また豊明市乳幼児医療費支給条例が豊明市子ども医療費支給条例に、それぞれ名称が改められたため、同条例第２条第２項第２号で母子家庭の受給資格適用除外を規定している条文中の法令名及び条例名を改めるものであります。

附則といたしまして、平成 20 年４月１日から施行し、経過措置として、従前の受給者証は、改正後も利用できることとするものであります。

以上で議案第 58 号の説明を終わります。

No.46 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 59 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.47 **○市民部長（後藤　学君）**

それでは、議案第 59 号　豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、精神障害者の健康保持と生活安定のため、重度の精神疾患に係る入院医療費を無料とするため、必要があるからであります。

もう少し詳しく具体的に申し上げますと、精神障害者１、２級の方の入院医療費を、このたび2分の１補助を県から助成していただけることになったため、従来からの市単の２分の１補助と合わせまして、全額無料とするため、所要の改正を行うものであります。

１枚はねていただきまして、まず本文の上から3行目、第２条第２項ですが、これは社会保険各法の定義を規定しているもので、これを県の準則に沿って規則で規定するため、削除するものであります。

その下、第３条の改正ですが、これは受給資格者のうち、１、２級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方の在住１年の要件を、これは市独自で設定していた要件でありますが、このたび全県下で補助が実施されることとなり、不要となりましたので、撤廃するものであります。

次に、第３条の２第３項の改正ですが、これは精神障害者について、現在市内在住者を受給資格者としておりますが、このうち１、２級の精神福祉手帳を所持する方を居住地特例、つまり市外からの入院者の医療費は、前住所地の市町村に負担していただくという制度、まあそういう制度に改めるものです。これも県下全域で補助が行われるために、このようにするものであります。

その下、第４条第１号の改正ですが、これは受給資格者の適用除外を規定しているもので、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、名称変更をするほか、65 歳以上の障害者が障害者医療の適用除外となり、後期高齢者医療に移行する時期、これが従来は誕生日の翌月初日であったものが、このたび広域連合の認定する日に改めるものであります。

なお、参考までに移行後の医療費は、福祉給付金として支給がなされます。

また、同条第3号は、乳幼児医療費支給条例が、受給年齢の拡大に伴い、子ども医療費支給条例に改正されたため、条例の名称及び対象年齢を改めるものです。

それからその下、第5条第1項の改正ですが、これは医療費助成の範囲を規定しているものですが、根拠法令の文言の軽微な手直しで、実質的な変更はありません。

また、精神障害者の入院医療費の助成を2分の1助成から、精神福祉手帳1、2級所持者に限って全額助成するため、同項に第3号を追加するものです。

その下、第5条第2項から次のページの4行目、第6条第2項までの改正は、すべて軽微な字句の修正で、実質的な内容変更はありません。

それからその下、第7条の改正ですが、これは医療費を現物給付、つまり市が直接医療機関に支払い、受給資格者は窓口無料とすることができるようにするものであります。

それから、第3項は、県外受診等で本人が医療費を支払った場合は、後日、助成額を受給者に支払うことというようにするものであります。

その下、第8条の改正ですが、これは届け出義務に交通事故の第三者行為を加えるほか、新たに第2項として、資格のなくなった者への受給者証の返還義務を規定するものであります。

その下、第8条の2ですが、これは医療費助成に関し必要があるときは、受給資格者に報告を求めることができる旨の規定を追加したものです。

その下、第9条の改正ですが、これは従前の第9条を同条第1項とし、第 10 条を同条第2項として統合し、見出しを助成費の返還に改めるものです。

以下、第 10 条を削除するため、第 11 条の見出しを「(受給権の保護)」に改め、同条及び第 12 条を1条ずつ繰り上げるものであります。

附則として、この条例は平成 20 年4月1日から施行し、従前の受給者証が利用できる経過措置を置くものです。

大変長くなりましたが、以上で議案第 59 号の説明を終わらせていただきます。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 60 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

近藤消防長。

No.49 ○消防長(近藤和則君)

議案第 60 号　豊明市火災予防条例の一部改正について。

提案理由といたしましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、内容説明でございますが、第 29 条の3第1項第2号中、これは住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準でございますが、この条中、第 13 条

の3、これは建築基準法施行令でございまして、避難施設等の範囲を定めていますが、これを第 13 条に改めるもので、いわゆる建築基準法施行令の改正による条ずれを整理するものでございまして、内容に変わりはございません。
附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。
終わります。

No.50 **〇議長(堀田勝司議員)**
続いて、議案第 61 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
宮田企画部長。

No.51 **〇企画部長(宮田恒治君)**
議案第61号　愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明いたします。
地方自治法第 286 条第1項の規定により、平成 20 年1月 14 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものであります。
この案を提出しますのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、愛知県市町村退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからであります。
変更の理由を説明いたします。
来年の平成 20 年1月 15 日に、音羽町及び御津町が豊川市に編入合併をいたします。これに伴い、御津町と小坂井町を構成団体とする宝飯南部学校給食組合も解散をいたします。同年1年 14 日をもって、それぞれの団体が退職手当組合を脱退しますので、規約の変更となります。
それでは1枚めくって、条文の説明をいたします。
別表第1は、組合を組織する構成団体を定めたもので、音羽町、御津町、宝飯南部学校給食組合が脱退しますので、これを変更するものであります。
別表第2は、組合議会の議員の定数とその選挙区を定めたもので、これも脱退する団体が生じ、第 12 区の選挙団体を変更するものであります。
附則といたしまして、この規約は平成 20 年1月 15 日から施行し、また選挙区の変更のあった議員は、互選された議員とする附則といたします。
以上で説明を終わります。

No.52 **〇議長(堀田勝司議員)**

続いて、議案第 62 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
後藤市民部長。

No.53 **○市民部長（後藤　学君）**

議案第 62 号　愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第 291 条の３第１項の規定により、先ほどの議案第 61 号でもありましたが、平成 20 年１月 14 日をもって音羽町及び御津町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別添のとおり変更することについて議決を求めるものであります。

この案を提出するのは、先ほどの 61 号と同様の理由でございます。

１枚はねていただきまして、この規約改正は、別表第２中の音羽町及び御津町が豊川市に編入されたため、削除されるものであります。

附則といたしまして、平成 20 年１月 15 日から施行するものであります。

以上で終わります。

No.54 **○議長（堀田勝司議員）**

会議の途中でありますが、ここで 10 分間の休憩といたします。

午前１１時６分休憩

午前１１時１７分再開

No.55 **○議長（堀田勝司議員）**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
議案第 63 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
山本総務部長。

No.56 **○総務部長（山本末富君）**

それでは、議案第 63 号　平成 19 年度豊明市一般会計補正予算書（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ３億 4,563 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 176 億 9,557 万 7,000 円とするものでございます。

それでは、歳出より比較的金額の大きいものを中心にご説明いたしますので、11、12 ページをお願いいたします。

真ん中の第２款　総務費、第１項　総務管理費、事業が秘書人事人件費。説明の方へい

きますと、派遣職員負担金 686 万 9,000 円の増。こちらは、県の方から派遣を受けております経済建設部次長の人件費の本市の負担分でございます。

次の 13、14 ページをお願いいたします。

第3款　民生費、第1項　社会福祉費、事業2の福祉推進事業の中の社会福祉協議会運営費補助金 927 万 4,000 円の増でございますが、これは市から社会福祉協議会の方に派遣している人の人件費相当分の運営費補助金の増額でございます。

その次、4　国民健康保険特別会計繰出事業、その他国民健康保険特別会計繰出金 9,262 万円の増は、医療費の伸びによるものでございます。

その下、2の心身障害児者扶助事業の地域生活支援費 430 万円の増。こちらの方は、障害者の外出支援や日中の施設での一時預かりなどの利用増によるものの補正でございます。

その次、1の福祉医療事業に入ります。その中の一番下の福祉医療助成費 3,261 万 6,000 円の増は、医療費の伸びによるものでございます。

ページが変わりまして、15、16 ページをお願いいたします。

第3款　民生費の第2項　児童福祉費の中の3の事業の児童福祉事務事業の児童手当費の 6,831 万円の増でございますが、児童手当費の改正がございまして、19 年4月より3歳未満児の児童手当が月額 5,000 円から月額1万円にアップしたための増でございます。

次の保育人件費、1,764 万 2,000 円の減は、育休による職員の減によるものでございます。

続きまして、17、18 ページをお願いいたします。

第4款　衛生費の第1項　保健衛生費の中の各種診断事業、成人病診断等委託料の 1,119 万 9,000 円の増でございますが、医療機関が行うミニドックの伸びによる補正増でございます。

第4款に入ります。衛生費の第2項　清掃費でございますが、事業の方、東部知多衛生組合負担金事業、こちらの方の負担金 3,485 万 1,000 円の増は、東部知多衛生組合からの通知額による補正額の増でございます。

次の清掃事業、資源ごみ回収委託料 1,909 万 5,000 円の減は、委託業者との交渉結果による減でございます。

次の資源ごみ回収交付金 538 万 5,000 円の増は、特に中国でのスチール単価の増によるものでございます。

ページが次、飛びますが、25、26 ページをお願いいたします。

第 12 款の公債費の第1項　公債費でございます。公債費利子償還事業、長期債利子 1,679 万 4,000 円の増は、18 年度の縁故債及び 19 年度に借ります臨時財政対策債の利率がほぼ決定したための補正増でございます。

次の第 13 款　諸支出金の基金費、財政調整基金積立金 7,568 万 5,000 円の増は、今回の 12 月補正の中から財政調整基金として 7,568 万 5,000 円を積むものであり、これにより

まして残高は4億 9,300 万円余りとなります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入のご説明をいたしますので、5、6ページをお願いいたします。

歳入の第 13 款　国庫支出金、第1項　国庫負担金、節の方へ入りますと、児童福祉費負担金 4,878 万 3,000 円。こちらの方は、児童手当の3歳未満児の手当てが拡大した分の国の負担分でございます。

次の第 13 款　国庫支出金の第2項　国庫補助金、心身障害者福祉費補助金。こちらの方は、先ほど歳出の方で申し上げました地域生活支援事業費の国の負担分の増額分でございます。

続きまして、第 14 款　県支出金の第1項　県負担金、2節の児童福祉費負担金 976 万 1,000 円ですが、これは児童手当の拡大分の県の負担分でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、次のページ、7、8ページをお願いいたします。

第 14 款　県支出金、第2項の県補助金ですが、心身障害者福祉費補助金。先ほど申し上げました地域生活支援事業の、こちらの方は県の負担分でございます。

3の福祉医療費補助金、こちらの方は、障害者を除きまして、それ以外の方は増になっておりますが、こちらの方は医療費の伸びによるものの県の負担分でございます。

続きまして、第 18 款　繰越金の金額、前年度からの繰越金が2億 5,912 万 1,000 円でございます。

続きまして、9、10 ページをお願いいたします。

第 19 款　諸収入の中の第5項の雑入、6節の雑入でございますが、後期高齢者医療広域連合助成金。これは宝くじを財源にした振興資金からの助成金で、670 万 7,000 円でございます。

次の再商品化事業者市町村拠出金 529 万 6,000 円でございますが、これはペットボトルの再商品化にかかる有償入札で、容器包装リサイクル協会から入るものでございます。

次の資源ごみ売却金 596 万 9,000 円の増は、歳出で申し上げましたように、資源ごみ単価の上昇によるものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.57 **○議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.58 **○市民部長（後藤　学君）**

それでは、議案第 64 号　平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

はねていただきまして、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,607 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 59 億 9,416 万 1,000 円とするものであります。

歳出の方からご説明をいたしますので、8、9ページをごらんください。

まず上の表、1款　総務費の一般管理費 124 万 8,000 円ですが、これは医療制度改正に伴い、平成 25 年度までに退職者医療制度を廃止するため、平成 20 年4月から 65 歳以上の退職被保険者を順次、一般被保険者に移行する必要があり、一般被保険者証への差しかえに必要な郵送料を増額するものであります。

次に、中の表の1款　総務費の賦課徴収費 961 万 8,000 円でありますが、これは後期高齢者医療制度の創設に伴い、社会保険の被保険者で、新たに国保被保険者となる方の保険税のうち、平等割を2分の1に減免する緩和措置が設けられたことなどにより、そのシステム改修費用を増額するものであります。

それから、下の表の2款　保険給付費の葬祭費、180 万円ですが、これは実績から不足すると見込まれる額、30 人相当分ですが、これを増額するものであります。

めくっていただいて、10、11 ページをごらんください。

上の表、3款　老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金1億 9,964 万 2,000 円及び老人保健事務費拠出金 28 万 5,000 円ですが、これは支払基金より拠出額の確定通知がありましたので、不足する額を計上するものであります。

次に、中の表の4款　介護納付金 4,024 万 6,000 円の減でありますが、同じく確定通知があったため、減額をするものであります。

それからその下の表、9款　諸支出金の償還金 373 万 1,000 円ですが、これは前年度の療養給付費と負担金の精算に伴い、返還をするものであります。

次に、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページをお開きください。

まず上の表、2款　国庫支出金の療養給付等負担金 5,419 万 4,000 円。この金額は、5ページの節の欄をごらんいただきたいと思いますが、5,419 万 4,000 円ですが、これは歳出に計上いたしました老人保健医療費拠出金及び介護納付金の 34%を国が負担することとなっているもので、老人保健医療費に相当する分を 6,787 万 8,000 円増額し、介護納付金に相当する分を 1,368 万 4,000 円減額するものであります。

次に中の表、4款　県支出金の財政調整交付金 956 万 4,000 円。節の金額、956 万 4,000 円ですが、これは歳出に計上いたしました老人保健医療費拠出金及び介護納付金のうち、県へ税源移譲をされました6％相当分、これを計上するもので、老人保健医療費に相当する分を 1,197 万 8,00 円増額、それから介護納付金に相当する分を 241 万 4,000 円減額と、それぞれするものであります。

一番下の表、7款　繰入金 9,262 万円ですが、これは会計上、不足する額を繰り入れるものであります。

次に、めくっていただきまして、6、7ページをごらんください。

８款　繰越金 1,970 万円ですが、これは前年度の繰越金の残を全額予算計上するものであります。

以上で議案第 64 号の説明を終わります。

No.59 **〇議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

高橋経済建設部次長。

No.60 **〇経済建設部次長（高橋芳行君）**

それでは、議案第 65 号　平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明をさせていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ 411 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 14 億 2,591 万 7,000 円とするものでございます。

歳出の方から説明させていただきますので、６、７ページの方をお願いいたします。

総務費、総務管理費の一般管理費ですが、公課費としまして、一般管理事務事業の中で、消費税と地方消費税の 18 年度分が確定しましたので、その不足する 348 万 5,000 円を増するものでございます。

続きまして、公債費の利子ですが、これは 18 年度に借り入れをしました長期債の利子が確定しまして、63 万 2,000 円不足したものを増とするものでございます。

１枚戻っていただきまして、歳入の説明をさせていただきます。

歳入といたしまして、繰越金 411 万 7,000 円。これは前年度からの繰り越しであります。

以上で終わります。

No.61 **〇議長（堀田勝司議員）**

続いて、議案第 66 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

濵嶌健康福祉部次長。

No.62 **〇健康福祉部次長（濵嶌義和君）**

それでは、議案第 66 号　平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第２号）をご説明いたします。

１ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 218 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 6,328 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、６、７ページをお開きください。

最初に、今回の補正予算の趣旨をご説明いたします。

18、19 年度は、65 歳以上の高齢者は、健康課が行う住民基本健診に、その生活機能評価部分をもとに、医師が特定高齢者の判断を行ってまいりました。

平成 20 年度から、住民基本健診がメタボリックシンドロームを中心とした特定健診に変わりますので、従来の住民基本健診から健診項目が変更することになっております。そうしたことから、高齢者の生活機能評価部分の健診は、健康課から高齢者福祉課が担うことになります。

したがいまして、20 年度から始まる特定健診スケジュールにあわせるために、あらかじめ 25 項目の基本チェックリストを用いまして、特定高齢者の候補者を選出する必要があります。その事務的経費の補正をお願いするものであります。

それでは、介護予防特定高齢者施策事業費 218 万 5,000 円のご説明をいたします。

右側、消耗品費９万 5,000 円の増につきましては、65 歳以上の介護認定がされていない高齢者全員に、先ほど申しました基本チェックリスト及び記入例等、説明書を送付するためのあて名シール費用でございます。

印刷製本費 63 万円につきましては、基本チェックリスト及び記入例、説明書の印刷費と送付、返信用封筒の印刷費でございます。

通信運搬費 146 万円につきましては、送付、返信にかかる郵便料金でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、４、５ページへお戻りください。

歳入につきましては、前年度の繰越金から 218 万 5,000 円の増を行い、補正予算の財源に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.63 **○議長（堀田勝司議員）**

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第４号から請願第７号までの４件の請願が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

No.64 **○議長（堀田勝司議員）**

ご異議なしと認めます。よって、請願第４号から請願第７号までを日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

川村議会事務局長。

No.65 **○議会事務局長（川村敏治君）**

平成 19 年豊明市議会第4回定例会請願文書表

平成 19 年 11 月 30 日

受理番号	４
受理年月日	平成 19 年 11 月 20 日
件名	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願者	名古屋市熱田区沢下町９－７　労働会館東館3階301号 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者　徳田　秋
請願の趣旨	小泉・安倍内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困が拡大しています。このことにより、国民のいのちと暮らしが脅かされ、一家心中や介護殺人などの悲惨な状況が生じています。 医療費や介護の負担増とあわせ、住民税の増税によって国民健康保険税や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」と悲痛な声があがっています。 さらに、2008 年４月からは、高齢者の医療費負担増と「後期高齢者医療制度」がはじまり、保険料負担など、高齢者の不安はさらに強まっています。 私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割を果たしていくために、以下の事項について改善をお願いします。 （以下、請願事項　略）
紹介議員	前山美恵子議員

同じく請願文書表。

平成 19 年 11 月 30 日

受理番号	５
受理年月日	平成 19 年 11 月 20 日

件　　　名 深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町9番3号　労働会館403号

愛知県医療介護福祉労働組合連合会

執行委員長　　鈴木　弘之

愛知県民主医療機関連合会

会長　　　　　矢崎　正一

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

執行委員長　　梅野　敏基

請願項目 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けて必要な法律を制定すること。

紹介議員 前山美恵子議員

同じく請願文書表。

平成 19 年 11 月 30 日

受理番号 ６

受理年月日 平成 19 年 11 月 20 日

件　　　名 看護職員確保法の改正を求める請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町9番3号　労働会館403号

愛知県医療介護福祉労働組合連合会

執行委員長　　鈴木　弘之

愛知県民主医療機関連合会

会長　　　　　矢崎　正一

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

執行委員長　　梅野　敏基

請願項目 看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月８日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正すること。

紹介議員 前山美恵子議員

同じく請願文書表。

平成 19 年 11 月 30 日

受理番号	7
受理年月日	平成 19 年 11 月 22 日
件　　　名	消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願
請　願　者	豊明市新栄町３－６ 　落合南町内会長 　　　岩田　昌也 豊明市新栄町3-377 　　　伊澤美代子 豊明市新栄町３－390 　　　早川　久枝 豊明市新栄町３－203 　　　山田　綾子 豊明市新栄町３－375 　　　平野　悦子
請願の要旨	私たちは、決して南部出張所の建設に反対しているわけではありません。近隣住民の日々の暮らしを守って頂きたいと、一心に願うものであります。 何卒、独善に計画を進めず、7候補地のメリット、デメリットを再検討し、説明責任を果たして、市民の理解が得られる用地選択への努力をされるよう、議会のお力添えをいただきたくお願い致します。
紹介議員	石川　　清康議員 山盛左千江議員 榊原　　杏子議員

以上です。

No.66 **〇議長（堀田勝司議員）**

初めに、請願第4号から請願第6号までの3件の請願の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

前山美恵子議員。

No.67 ○13番（前山美恵子議員）

では、紹介議員より請願第４号、第５号、第６号について趣旨説明をいたします。

まず、請願第４号　介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書について、紹介議員より趣旨説明をいたします。

この請願は毎年、愛知県全自治体に社会保障の拡充を求めて行う愛知自治体キャラバンの実行委員会から出されたものであります。

内容についても、毎年申し上げますが、介護保険、国民健康保険、健診制度や子育て支援など、住民からの要望の強いものばかりであります。

また、自公政権による構造改革によって、ますます貧困と格差が拡大し、しかもそのしわ寄せは社会的弱者に集中していることが重大であります。特に、高齢者は住民税が大幅に引き上がり、非課税から課税になり、介護保険料や国保税の引き上げにつながりました。

さらに、来年４月から 75 歳以上の後期高齢者医療制度が実施されようとしております。年金から保険料の天引き、払えない人からの保険証の取り上げ、被扶養者からも保険料の徴収など、高齢者いじめも枚挙にいとまがありません。

さて、参議院選挙の結果を見ても、今の政治に対する不信が大きくなってきております。地方でも同様に、住民の苦しみに真摯に向き合い、国の悪政の防波堤としての役割を発揮しなければ、地方政治に対する不信は深まるばかりであります。

そこで、不信を取り除くためにも、この請願に盛り込まれております施策に、最優先で取り組まれるよう、国や市に対して請願をしていただきたいと考える次第であります。

議員各位の賛同のお願いをするものであります。

請願第５号　深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願について趣旨説明をいたします。

この請願は、医療関係団体から出されたものですが、全国で医師不足による深刻な問題が発生していることを、私は９月に開催された「地域医療を守る東海の集い」に参加をして、初めて知ることになりました。

奈良市で、医師不足でたらい回しにされた妊産婦の死亡事件や、同様に流産になったニュース、小児科や産科の医師不足によって診療廃止などに続き、最近では外科や内科でさえも医師不足となり、病院そのものが閉鎖となる地域も出ております。

日本の医師不足の根本原因は、国がとってきた医療費抑制策にあり、医者が増えると医療費が増えるという考え方から、医師養成数を削減してきました。そのために医師の絶対数が不足しているのであります。

日本の医師数は現在、65 歳以上 80 歳代の医師４万人を含めても、26 万人であります。ところが、OECD加盟国 29 カ国の平均医師数は 38 万人とされており、これから比較をしてみても、12 万人も不足をしております。また、OECD加盟国中、下から数えて3番目という少なさであり、このままいくと、2020 年には加盟国中、最低になる見込みとも言われてお

ります。

　ところで、団塊の世代が高齢化する数年後には、医療の需要は増大をし、今、手を打たねば大量の医療難民が生まれることは目に見えております。

　さて、外科医からお話を聞きました。外科医になってから、まともにがんの手術ができるようになるまで、約 20 年ぐらいかかる。外科医は救急も受け入れのため、休日でも2台の携帯を持ち、いつでも連絡がとれるようにしている。1年中、休みなしで働いている。こういう現場に医療学生が研修に来るが、そのうち外科に見切りをつけて去っていくことが多い。そのため技術の伝承がされないのではないか。ベテランの外科医がいなくなってしまったら、手術できる者がいなくなってしまうという発言がありました。

　このような医師の過密労働が続く中で、医療事故が起きれば、訴えられるケースも起きており、逮捕された医師もあり、こうした状況に働く意欲をなくして、多くの医師が医療現場から去っているそうです。

　このことから、医師不足を改善させていくことが、切に求められます。これは医療関係だけではなく、私たち、子どもや孫たちの命にかかわる問題でもあるわけですから、この請願に採択をお願いし、国に対して改善を迫っていくよう、議員各位にお願いをするものであります。

　請願第6号　看護職員確保法の改正を求める請願について趣旨説明をいたします。

　この請願も、医療関係団体から出されたものであります。看護職員不足の問題は、以前からも指摘されておりましたが、看護職員不足の根本原因も、やはり国がとってきた医療費抑制策にあり、医療費が増えるという考え方から、看護職員を減らしてきました。

　今、看護職員の不足が、医療、看護の内容に深刻な影響を及ぼしております。あってはならない医療事故が後を絶ちません。看護職員がきちんと配置をされていれば、防げる事故が圧倒的に多いという事実が、患者や国民の願う安心してかかれる医療を脅かしているのです。

　今、日本では1人の看護職員が、昼は 10 人、夜は 20 人もの患者を診ておりますが、それに対してアメリカでは昼でも夜でも、看護職員1人につき患者は5人です。それに、日本は先進諸国の中でも圧倒的に、もう看護職員が少ない体制になっております。

　さらに、看護の現場では、在院日数の短縮や医療機器の高度化、入院患者の重症化など、仕事が急激に増え、短期間に濃密な仕事が求められております。そして、限界を超えた過密労働のため、看護職員は疲れ切り、やめる人が後を絶たないため、看護職員の不足が加速をされ、現場はさらに深刻になっております。

　そこで、私たちが安全・安心な医療を受けるには、看護職員の増員が求められます。第 166 国会でも、医師、看護師など医療従事者の大幅増員など、看護職員確保法の改正を求める請願も採択をされているのですから、この請願にあるように、国に対して本市議会から法律の改正を求める意見書の提出をされるよう、皆様の議員各位にお願いをするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

No.68 ○議長（堀田勝司議員）

ご苦労さまでした。

続いて、請願第7号の趣旨を、紹介議員を代表して山盛左千江議員より登壇にて説明願います。

No.69 ○6番（山盛左千江議員）

それでは、請願第7号　消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

議員の中には、なぜこうした請願が今出てくるのだろうと、疑問に感じていらっしゃる方がいらっしゃると思います。請願書の方には、事細かくこれまでの経緯や、住民が感じていることなどが書かれておりますけれども、それを一部引用しながら、また私も説明会に参加させていただきましたので、そのときの様子や印象をまじえながら、趣旨説明をさせていただきたいと思います。

まず、住民の方に南部出張所の建設の報告というか、お話があったのは、19年1月下旬でした。近隣住民22世帯に対して、消防職員から書面をもってあいさつに回られたようでした。もちろん、留守宅もありましたので、一部の人にとっては閑静な住宅街に突然、消防署の話で、うれしいのも反面、驚き、戸惑い、また不安へと、気持ちが大きく転じたと聞いております。

この大蔵池の一部に南部出張所を建てるということで、住民の方たちが不安に感じていらっしゃることは、請願書にあるように、まず4つありました。

園児や児童・生徒の通学路であるということ。

それから、公園の中ということで、毎日、子どもたちがたくさん遊びに来たり、市民の多くがジョギングや散歩に訪れ、緑を親しむ憩いの場が壊されてしまう、減ってしまうという点。

それから、もともとそこは池であったらしく、埋立地であるので、地盤が大変軟弱である。そういうことにより、工事費もより多くかかるのではないかというふうに、住民は心配しております。

そしてまた、音の問題であります。夜中についても、救急車が発動していくことへの音の不安が、大きな原因であったように思います。

説明会を開くように、住民の方から消防署の方には再三、お願いに行かれたようです。しかし、約5カ月後、その説明会が開催されました。

その中で、どうしてこの大蔵池になったのかということについての説明が、十分にされていなかったと私も感じております。また、そこを選んだ理由についても、通学路であること、それから生活道路に面しているため車庫等があって、朝夕、特に車の出入り、通行量が多いということ。それから、お祭りなどで、その公園を使われる機会がとみに多くなってい

ること、住宅環境の影響などがあるのですが、そういったことについて、詳細な調査がされたわけではなく、そのことについての報告もありませんでした。

それで、住民にとってみれば、公園用地であって、土地を買うお金が不要になる。そのことが、この大蔵池に決まった一番の理由ではないかというふうな疑念が膨らんでまいりました。

請願者は南部出張所の建設を反対しているわけではありません。7つの候補地が挙げられたようですけれども、それらのメリット、デメリットをきちんと洗い出し、なぜここに決められたのか。ここが最適である理由を十分住民に説明していただきたい。それがかなっていたならば、こういった請願の提出もなかっただろうというふうに言っております。

突然、あなたの家の隣に消防署が建つと言われたら、驚きと不安を感じない方はいらっしゃらないと思います。

この請願は、本計画に入る前に行政の努力を促すよう、議会に求めるものであります。ここまで進んでしまった計画ですので、若干の時間のロスは発生するかもしれませんけれども、住民にとって毎日の暮らしと将来に影響する重大な問題です。

慎重なる建設地選びを願う気持ちは当然ありますが、南部消防署の建設反対を訴える請願ではありませんので、行政の説明責任のあり方をただし、また住民への配慮の大切さを再認識させることが、第一の願意であります。請願者の悩みを、そして苦しみを少しでも軽減されるよう、議員の皆様のお力添えをいただきたい、そういう願いであります。

以上、趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.70 **○議長（堀田勝司議員）**

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第 134 条第１項の規定により、請願第４号から請願第６号までの３件を厚生常任委員会に、請願第７号を総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、代表監査委員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山崎代表監査委員。

No.71 **○代表監査委員（山崎榮一君）**

議長よりお許しをいただきましたので、代表監査委員退任のあいさつをさせていただきます。

平成７年 12 月、議会からご承認をいただきまして、代表監査委員に就任いたしましたが、当時は食糧費削減の問題が至上命令というような状態でありました。私もまだ市の行政の仕組みもわからないまま、この食糧費の削減を強くお願いし、およそ１年でこの問題は解決したと記憶しております。

難しい行政の仕組み、あるいは単式でありながらも複雑な会計制度、これらを理解する

には、若干の時間を必要といたしましたが、監査事務局のご協力をいただきまして、スムーズな監査業務ができたと思っております。

後に、ごみ埋め立て問題において、住民監査請求が提出されてまいりました。これは豊明市始まって以来ということでございましたが、時間の許す限り、最大限調査をし、検討をし、回答をさせていただきました。

その後、商工会のチケット問題、土木問題においても、住民監査請求が提出されてまいりました。

このように住民監査請求が提出される問題、あるいは問題として取り上げられるところのもののほとんどすべてが、ふだんの監査の中では行わない対象外のところで発生しており、その意味で監査の限界というものを痛感した次第でございます。

監査の中で、時に私は職員の方に強い口調で問題点を指摘し、改善を求めてまいりました。市職員の皆様の中には、不快を感じた方もお見えになると思います。しかし、これも行政の改善を願っての強い一念から出た言葉であったということを、ご理解いただきたいと思います。

３期 12 年、監査を行ってみまして、行政の改善は本当に難しいことだなということを感じました。しかしながら今後、三位一体改革の結果、財政あるいは歳入、あるいは収納の面においては、大きな変化が生じてまいると思われます。

また、今後の財政健全化法の施行に伴って、会計制度そのものも大きく変革される予定でございます。９年前と比べますと、基金も大幅に減少しております。このようなことを考え合わせますと、行政の運営は今後、今までの行政の運営の延長線上では、立ち行かなくなるだろうと考えられます。

市長も新しくかわられ、市の方針も変わってくると思われます。市職員の皆様には、その対応に苦慮されることも多かろうかと思いますが、どうか最大限の努力をもって、行政の運営、改善、変革に取り組んでいただきたいと思います。

３期 12 年の長い間、私が豊明市の代表監査委員として、この任期を全うできましたのも、議長始め議員の皆様方、市長始め市職員の皆様方の温かいご理解とご支援、そしてご協力をいただいたからでございます。ここに深く御礼を申し上げます。

今後は、皆様方のご健勝と豊明市のますますの発展、そして皆様方のさらなるご活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、豊明市代表監査委員退任のあいさつとさせていただきます。

長い間、12 年、ご支援をいただきまして、まことにありがとうございました。（拍　手）

No.72 **○議長（堀田勝司議員）**

山崎代表監査委員におかれましては、3期 12 年にわたり代表監査委員として、多大なご尽力を賜りましたことに、議会を代表して改めて敬意と感謝を申し上げます。

今後とも豊明市の発展のために、大所高所よりお力添えをいただきますようお願いを申

し上げます。
　大変ご苦労さまでした。
　お諮りいたします。明 12 月１日から 12 月３日までの３日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

No.73 **○議長（堀田勝司議員）**

　ご異議なしと認めます。よって、明 12 月１日から 12 月３日までの３日間を休会とすることに決しました。
　12 月４日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。
　本日はこれにて散会いたします。
　ご苦労さまでした。

午後零時4分散会

---

copyright(c) Toyoake City.